

第17回役員会議事要旨

日 時	場 所	欠 席 者	陪 席 者
平成18年12月7日(木)13時30分～	学長室	経営担当理事	常勤監事 非常勤監事

1. 議 題

(1) 教育研究評議会の審議事項等について

総務・財務担当理事から、議題資料1に基づき、12月15日開催予定の教育研究評議会に諮る審議事項等について説明があり、審議の結果、承認した。

(2) 教育、研究、社会貢献及び運営の評価領域にわたる教員の活動評価実施要領について

連携・評価担当理事から、議題資料2及び参考資料に基づき、大学評価委員会の下に設置されている「教員の活動に関する総合評価ワーキンググループ」において教育研究等の質の向上、活性化を図り、本学の理念・目標を実現することを目的として行う標記実施要領(原案)を作成したので、総合評価の方針について審議願いたい旨説明があった。

審議の結果、役員会においてこの方針で進めていくことを了承した。

なお、役員から、以下のとおり意見があった。

各部局等において、評価する側の管理者が、評価結果の異議の申し立てを受けるとなる苦情相談員となることに、矛盾が生じないか。

各学部等の教員の苦情相談員を増やしてはどうか。

Cの判定の教員に対して、改善を指導しても2年を超えて改善されない場合はどうするのか。

また、学長から、教員の総合評価制度の導入は、教育・研究等の質の向上、活性化を図る意味で重要であるので、さらに検討の上、進めていくよう発言があった。

(3) 平成18年度予算配分(追加)について

総務・財務担当理事から、議題資料3に基づき、11月9日開催の役員会において報告された人件費予算の見直しにより作成した平成18年度の各部局等への追加配分案について説明があり、審議の結果、原案を了承し、部局長等会議において協議することとした。

(4) 平成19年度以降の非常勤講師手当の配分に当たっての基本的考え方について

総務・財務担当理事から、議題資料4及び参考資料に基づき、9月21日開催の役員会で了承された上記の答申の中で、検討することとなっていた平成19年度以降の非常勤講師手当の配分について、平成19年度から非常勤講師手当に代わるものとして学部等教育支援経費(仮称)を新設し、配分を行うための基本的考え方(案)について説明があった。

審議の結果、原案を了承し、部局長等会議において協議することとした。

(5) 平成19年度予算編成方針並びに全学予算編成基準の基本的考え方について

総務・財務担当理事から、議題資料5-1、5-2及び参考資料に基づき、平成19年度予算編成方針(案)並びに予算編成基準の基本的考え方(案)を作成した旨説明があった。

審議の結果、原案どおり了承し、部局長等会議の協議を経て、教育研究評議会の意見を聴いた上で経営協議会に諮ることとした。

なお、役員から、以下のとおり意見があった。

教育研究支援経費の追加配分算定時に用いる「一定の基準」の達成率が、数値目標の90%に満たない部局等には、追加配分しなくてもよいのではないか。

上記の「一定の基準」のうち、大学情報データベースへの入力率が100%に満たない部局等には、追加配分しなくてもよいのではないか。

また、上記の「一定の基準」のうち、科学研究費補助金申請率を算出する際、専門職大学院の実務家教員及びみなし専任教員については、その特殊性を考慮し、教員現員数には含めないこととした。

最後に、学長から、大学運営特別経費について、部局等としての取組を支援する用途を加えたいとの意向が示された。

(6) キャリア支援センターの教員配置について

教育担当理事から、議題資料6に基づき、平成18年4月に設置されたキャリア支援センターの更なる整備・拡充を図り学生からのニーズに応えるため、外部から実務経験を有する者を客員教授として迎え配置したい旨説明があり、審議の結果、承認した。

2. 報告事項

(1) 平成19年度科学研究費補助金の申請状況について

学術担当理事から、報告資料1に基づき、平成19年度科学研究費補助金の申請状況について報告があった。

(2) 平成18年度教育研究基盤経費に係る配分留保額の追加配分額について

総務・財務担当理事から、報告資料2に基づき、11月22日開催の役員会において承認された「一定の基準」を用いた算定方法により標記経費の追加配分額を算定した旨報告があった。

(3) 平成18年度予算の執行状況について(上半期)

総務・財務担当理事から、報告資料3に基づき、平成18年度上半期の予算の執行状況について報告があった。

3. その他

(1) 学内センター等の再編について

学長から、資料1-1及び1-2に基づき、教育研究の一層の活性化、効率化を図るため、学長及び副学長で検討を進めている学内の諸センター等を再編・統合する機構化について、概要の説明があった。

また、学長から、機構化に伴う課題として、諸規程等の整備、事務体制及び部屋の配置等の施設の問題等について、今後、検討しなければならない旨併せて説明があった。

(2) 研究活動の不正行為及び研究費の不正な使用への取組について

学術担当理事から、資料に基づき、文部科学省からの通知を受け、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用について、不正防止に向けた本学としての取組の方針について説明があった。

役員で意見交換の結果、上記の対応については、以下の体制で取り組むこととした。

行動規範の策定については、主担当を労務担当理事、副担当を学術担当理事として取り組む。

研究活動の不正については、学術担当理事を中心に取り組む。

研究費不正については、主担当を総務・財務担当理事、副担当を学術担当理事として、監査室が連携して取り組む。

閉会 17時00分